

○財務省告示第二百号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十九年六月二十六日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百二 十五回、第三百二十六回、第三 百二十八回、第三百三十回及び 第三百四十三回）、利付国庫債券 （二十年）（第五十八回、第五 十九回、第六十回、第六十一回、 第八十五回、第九十七回、第九 十一回、第一百回、第一百三回、第 百四回、第一百五回、第一百六回、第 百七回、第一百八回、第一百九回、 第二百回、第二百一十回、第二百 二十回、第二百三十回、第二百四十 回、第二百五十回、第二百六十回、 第二百七十回、第二百八十回、第 二百九十回、第三百回）及び利 付国庫債券（三十年）（第七回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入			

利付国庫債券 (第十年) (第三百二十 五回)	名称及び記号	(別表)	二十 払込期日	十九 入札参加	十八 払場所	元利金支					利回り	象国債の	各発行の	準とす	入札の	償還金額	償還期	十五 十七											十四 利子
○・八％	利率(年)		平成二十九年六月二十六日	財務大臣から通知を受けた者			日本銀行	当該単利	訂正された	年六月二十二日	均値の単利	買参考統計	業協会が発表	九、六月二十二日	銘柄毎の基準	額面金額	(別表のとおり)	$\frac{\text{各券の額面金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$	同日に支払う	日に支払う	うに当たると	算式により	とし、各支	発行対象の	第十号に規定	第十号に規定	第十号に規定	第十号に規定	第十号に規定
平成九年三月二十四日	償還期限							合には、訂正	訂正後の	年六月二十二日	均値の単利	買参考統計	業協会が発表	九、六月二十二日	銘柄毎の基準	額面金額	(別表のとおり)	$\frac{\text{各券の額面金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$	同日に支払う	日に支払う	うに当たると	算式により	とし、各支	発行対象の	第十号に規定	第十号に規定	第十号に規定	第十号に規定	第十号に規定
四百八十四億円	(発行金額)																												

（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第三十 回三年 ）百）庫 四 債 十 券	（（利 第十付 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第八十 回三年 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 第十付 回三年 ）百）庫 二 債 十 券
二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 七 %
日年平 九成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三月 月十二 二十四	十年平 日十成 二三月 月十二 二十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十八	日年平 九成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三月 月十二 二十四
四 億 円	四 億 円	四 億 円	億五 円百 二十 一	億二 円百 七十 四	円四 百十 八億	円百 五十 五億	億三 円百 五十 二	六 十九 億 円	六千 億三 百四 十	円二 百十 四億

（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （十七）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （十六）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （十三）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （八）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （六）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （五）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （四）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （三）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （回）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （九）	（利付） （第二回） （国庫債券） （十年） （七）
一・七%	一・六%	一・八%	一・九%	二・二%	二・一%	二・一%	二・三%	二・二%	二・一%	二・二%
平成六年四月二十四日	平成三年四月二十四日	平成十年四月二十三日	平成十年四月二十日	平成九年四月二十日	平成九年四月二十日	平成六年四月二十日	平成六年四月二十日	平成三年四月二十日	平成十年四月二十九日	平成九年三月二十九日
三百九十億円	二百五十四億円	二百九億円	三百四十三億円	十九億円	二十二億円	六億円	二十億円	十二億円	二百二十四億円	四十七億円

（（利 第三付 七十国 回年庫 ））債 券	二 ・ 三 %	日年平 五成 月四 二十 十四	八 十 八 億 円
--------------------------------------	------------------	-----------------------------	-----------------------